

専第1号

損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年1月21日

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり損害賠償の額を定める。

金 2,139,500円

相手方		事由
名称	住所	
志布志東洋埠頭株式会社	志布志市志布志町志布志3267番地1	志布志港新若浜地区野積場Lにおける移動式荷役機械損傷事故